

## 福生市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福生市教育委員会（以下「委員会」という。）が各種事業を後援する際の要件及び手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 委員会は、教育、学術、文化及びスポーツの向上及び普及に寄与する事業に対して名義使用を承認することができる。

2 前項の規定により承認する事業は、主として公益社団法人若しくは公益財団法人、新聞社、学術研究機関又は市民団体等の申請に基づき、委員会が後援することが妥当と判断した事業とする。

一部改正〔平成20年要綱49号〕

(承認申請)

第3条 委員会の名義使用の承認を申請する者は、後援名義使用承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、原則として事業開始30日前までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業内容及びその計画を明らかにするもの
- (2) その他委員会が必要とするもの

(承認の要件)

第4条 委員会は、名義使用を承認しようとするときは、申請のあった事業が、次に掲げる要件を満たしたものであることを確認しなければならない。

- (1) 委員会の教育目標、教育方針及び施策に反しないものであること。
- (2) 主催者の存在が明確であること。
- (3) 公益性のあるもので特定の流派、個人の発表会等以外のものであること。
- (4) 宗教活動及び政治活動以外のものであること。
- (5) 作品の販売等営利を目的としないものであること。
- (6) 当該事業を開催運営するために必要な経費等、特に必要と認められる経費を除き、営利を目的とした入場料その他これに類する費用を徴収しないものであること。ただし、委員会が特に認めたものを除く。
- (7) 開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (8) その他委員会が必要とする事項を充足していること。

(承認等の通知)

第5条 委員会は、前条の要件を審査のうえ、承認の可否を決定し、後援名義使用承認通知書（別記様式第2号）又は後援名義使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認の期間)

第6条 後援名義使用承認の期間は、承認の日から当該承認の事業が終了するまでの日とする。

(承認の取消し)

第7条 委員会は、後援名義使用承認を受けた者が、名義使用承認の要件を欠くに至ったと認められる行為をしたときは、名義使用の取消しをするものとする。

(報告書の提出)

第8条 後援名義使用承認を受けた者は、事業の終了後30日以内に、後援名義使用事業完了報告書（別記様式第4号）及び事業収支決算書（別記様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(承認事務の所管)

第9条 後援名義使用承認事務は、承認申請した事業内容により、それぞれ最も関連のある課が所管する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成20年12月1日要綱第49号）

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 施行日から起算して5年を経過する日までの間においては、（中略）第2条の規定による改正後

の福生市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第2条第2項中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人を含む。））」と（中略）する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（第3条関係）

別記様式第2号

（第5条関係）

別記様式第3号

（第5条関係）

別記様式第4号

（第8条関係）

別記様式第5号

（第8条関係）